

# マイカー共済約款

## 自動車共済約款目次

### 第1章 賠償責任条項

- 第1条 (用語の定義)
- 第2条 (共済金を支払う場合－対人賠償)
- 第3条 (共済金を支払う場合－対物賠償)
- 第4条 (共済金を支払わない場合－その1 対人・対物賠償共通)
- 第5条 (共済金を支払わない場合－その2 対人賠償)
- 第6条 (共済金を支払わない場合－その3 対物賠償)
- 第7条 (被共済者の範囲－対人・対物賠償共通)
- 第8条 (個別適用)
- 第9条 (当組合による援助－対人・対物賠償共通)
- 第10条 (当組合による解決－対人賠償)
- 第11条 (損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償)
- 第12条 (当組合による解決－対物賠償)
- 第13条 (損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償)
- 第14条 (費用－対人・対物賠償共通)
- 第15条 (支払共済金の計算－対人賠償)
- 第16条 (支払共済金の計算－対物賠償)
- 第17条 (仮払金および供託金の貸付け等－対人・対物賠償共通)
- 第18条 (先取特権－対人・対物賠償共通)
- 第19条 (損害賠償請求権者の権利と被共済者の権利の調整)

### 第2章 自損事故条項

- 第1条 (用語の定義)
- 第2条 (共済金を支払う場合)
- 第3条 (共済金を支払わない場合－その1)
- 第4条 (共済金を支払わない場合－その2)
- 第5条 (被共済者の範囲)
- 第6条 (個別適用)
- 第7条 (死亡共済金の支払)
- 第8条 (後遺障害共済金の支払)
- 第9条 (介護費用共済金の支払)
- 第10条 (医療共済金の支払)
- 第11条 (他の身体の障害または疾病の影響)
- 第12条 (当組合の責任限度額等)
- 第13条 (代位)

### 第3章 無保険車傷害条項

- 第1条 (用語の定義)
- 第2条 (共済金を支払う場合)
- 第3条 (共済金を支払わない場合—その1)
- 第4条 (共済金を支払わない場合—その2)
- 第5条 (共済金を支払わない場合—その3)
- 第6条 (被共済者の範囲)
- 第7条 (個別適用)
- 第8条 (損害額の決定)
- 第9条 (費用)
- 第10条 (支払共済金の計算)
- 第11条 (共済金請求権者の義務)
- 第12条 (共済金請求の手続)
- 第13条 (代位)

### 第4章 搭乗者傷害条項

- 第1条 (用語の定義)
- 第2条 (共済金を支払う場合)
- 第3条 (共済金を支払わない場合—その1)
- 第4条 (共済金を支払わない場合—その2)
- 第5条 (被共済者の範囲)
- 第6条 (個別適用)
- 第7条 (死亡共済金の支払)
- 第8条 (座席ベルト装着者特別共済金の支払)
- 第9条 (後遺障害共済金の支払)
- 第10条 (重度後遺障害特別共済金および重度後遺障害介護費用共済金の支払)
- 第11条 (医療共済金の支払)
- 第12条 (他の身体の障害または疾病の影響)
- 第13条 (当組合の責任限度額等)
- 第14条 (代位)

## 第5章 車両条項

- 第1条 (用語の定義)
- 第2条 (共済金を支払う場合)
- 第3条 (共済金を支払わない場合—その1)
- 第4条 (共済金を支払わない場合—その2)
- 第5条 (共済金を支払わない場合—その3)
- 第6条 (被共済者の範囲)
- 第7条 (損害額の決定)
- 第8条 (修理費)
- 第9条 (費用)
- 第10条 (支払共済金の計算)
- 第11条 (現物による支払)
- 第12条 (被害物についての当組合の権利)
- 第13条 (盗難自動車の返還)

## 第6章 基本条項

- 第1条 (用語の定義)
- 第2条 (共済責任の始期および終期)
- 第3条 (共済責任のおよぶ地域)
- 第4条 (告知義務)
- 第5条 (通知義務)
- 第6条 (共済契約者の住所変更)
- 第7条 (被共済自動車の譲渡)
- 第8条 (被共済自動車の入替)
- 第9条 (共済契約の無効)
- 第10条 (共済契約の取消し)
- 第11条 (共済金額の調整)
- 第12条 (共済契約の解除)
- 第13条 (重大事由による解除)
- 第14条 (共済契約解除の効力)
- 第15条 (共済掛金の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)
- 第16条 (共済掛金の返還—無効または失効の場合)
- 第17条 (共済掛金の返還—取消しの場合)
- 第18条 (共済掛金の返還—共済金額の調整の場合)
- 第19条 (共済掛金の返還—解除の場合)
- 第20条 (事故発生時の義務)
- 第21条 (事故発生時の義務違反)

- 第 22 条 (他の保険契約等がある場合の共済金の支払額)
- 第 23 条 (共済金の請求)
- 第 24 条 (共済金の支払時期)
- 第 25 条 (当組合の指定する医師が作成した診断書等の要求)
- 第 26 条 (損害賠償額の請求および支払)
- 第 27 条 (時効)
- 第 28 条 (損害賠償額請求権の行使期限)
- 第 29 条 (代位)
- 第 30 条 (共済契約者の変更)
- 第 31 条 (共済契約者または共済金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)
- 第 32 条 (訴訟の提起)
- 第 33 条 (審査請求)
- 第 34 条 (準拠法)

## 附則

## (用語の定義)

### 【あ】

#### 相手自動車

共済契約自動車以外の自動車であって被共済者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、**被共済者が所有する自動車(注)**を除きます。

**(注)**所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

### 【い】

#### 医学的他覚所見

理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

### 【う】

#### 運転者

自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第2条(定義)第4項に定める運転者をいいます。

### 【き】

#### 危険

損害または傷害の発生の可能性をいいます。

#### 危険増加

告知事項についての危険が高くなり、この共済契約で定められている共済掛金が、その危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態になることをいいます。

#### 記名被共済者

共済証書記載の被共済者をいいます。

#### 共済価額

損害が生じた地および時における共済契約自動車の価額をいいます。

#### 共済期間

共済証書記載の共済期間をいいます。

#### 共済金

賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項、搭乗者傷害条項にある死亡共済金、後遺障害共済金、医療共済金、座席ベルト装着者特別共済金、介護費用共済金、重度後遺障害特別共済金、重度後遺障害介護費用共済金または車両条項の共済金をいいます。

#### 共済金額

共済証書記載の共済金額をいいます。

#### 共済金請求権者

無共済車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。

① **被共済者(注)**

② 被共済者の父母、配偶者または子

**(注)**被共済者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

#### 共済契約自動車

共済証書記載の自動車をいいます。

#### 共済契約自動車の価額

共済契約自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・**初度登録年月等(注)**で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

**(注)**初度検査年月を含みます。

### 【こ】

#### 後遺障害

治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が、将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損をいいます。

#### 告知事項

危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって、**当組合が告知を求めたものをいいます。(注)**

**(注)**他の共済契約等に関する事項を含みます。

### 【し】

#### 自動車

原動機付自転車を含みます。

#### 自動車取扱業者

自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

#### 自動車の新規取得

共済契約自動車と**同一の用途車種(注1)**の自動車を新たに**取得(注2)**し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れることをいいます。

**(注1)**別表2に掲げる用途車種をいいます。

**(注2)**所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

#### 自賠償共済等

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任共済または責任保険をいいます。

#### 所有権留保条項付売買契約

自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

新規取得自動車

新たに**取得(注)**し、または借り入れた自動車をいいます。

**(注)**所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

**【せ】**

全損

第5章車両条項第6条（損害額の決定）（1）による損害額または第7条（修理費）の修理費が**共済価額以上となる場合(注)**をいいます。

**(注)**車両が盗難され、発見できなかった場合を含みます。

**【そ】**

装備

自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い共済契約自動車に備えつけられている状態をいいます。

**【た】**

対人事故

共済契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。

対物事故

共済契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。

対人賠償共済等

自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金を支払う共済契約または保険契約で自賠責共済等以外のものをいいます。

他の共済契約等

この共済契約の全部、または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約、または保険契約をいいます。

**【ち】**

治療

医師による治療をいいます。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師による治療をいいます。

**【つ】**

通院

治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。

## 【て】

### 定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

## 【に】

### 入院

医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

## 【は】

### 配偶者

婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

### 賠償義務者

無共済自動車の所有、使用または管理に起因して被共済者の生命または身体を害することにより、被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

## 【ふ】

### 付属品

共済契約自動車に定着または装備されている物をいい、次の物を含みません。

- ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
- ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物
- ③ 通常装飾品とみなされる物
- ④ 共済証書に明記されていない**付属機械装置(注)**

**(注)**医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。

### 分損

第5章車両条項第6条（損害額の決定）（1）による損害額および第7条（修理費）の修理費がいずれも共済価額未満となる場合をいいます。

## 【ほ】

### 保有者

自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

## 【み】

### 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

## 【む】

### 無共済自動車

相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車明らかでない認められる場合は、その自動車を無共済自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償共済等の**共済金額または保険金額の合計額(注1)**が、この共済証書記載の共済金額に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無共済自動車とみなします。

- ① その自動車について適用される対人賠償共済等がない場合
- ② その自動車について適用される対人賠償共済等によって、被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金の支払を全く受けることができない場合
- ③ その自動車について適用される対人賠償共済等の**共済金額または保険金額(注2)**が、この共済証書記載の共済金額に達しない場合

(注1)③に該当するもの以外の相手自動車については、共済金額または保険金額がないものとして計算します。

(注2)対人賠償共済等が2以上ある場合は、それぞれの共済金額または保険金額の合計額とします。

### 無共済車事故

無共済自動車の所有、使用または管理に起因して、被共済者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として別表1に掲げる**後遺障害(注)**もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる**後遺障害**が生じることをいいます。

(注)被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含まません。

## 【め】

### 免責金額

支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被共済者の自己負担となります。

## 【よ】

### 用途車種

**登録番号標等(注)**上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

(注)車両番号標および標識番号標を含みます。

## マイカー共済約款

### 第1章 賠償責任条項

#### 第1条(共済金を支払う場合—対人賠償)

- (1) 当組合は、対人事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、共済金を支払います。
- (2) 当組合は、1回の対人事故による(1)の損害の額が**自賠償共済等によって支払われる金額(注)**を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。
- (注)**共済契約自動車に自賠償共済等の契約が締結されていない場合は、自賠償共済等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

#### 第2条(共済金を支払う場合—対物賠償)

当組合は、対物事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、共済金を支払います。

#### 第3条(共済金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通)

- (1) 当組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。
- ①**共済契約者、記名被共済者またはこれらの者の法定代理人(注1)**の故意
  - ②記名被共済者以外の被共済者の故意
  - ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱**その他これらに類似の事変または暴動(注2)**
  - ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ⑤台風、洪水または高潮
  - ⑥**核燃料物質(注3)**もしくは**核燃料物質によって汚染された物(注4)**の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - ⑦⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑧③から⑦までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑨共済契約自動車を**競技、曲技(注5)**もしくは試験のために使用すること、または共済契約自動車を**競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注6)**すること。
  - ⑩共済契約自動車に**危険物(注7)**を**業務(注8)**として積載すること、または共済契約自動車が、**危険物を業務**として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- (注1)**共済契約者または記名被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2)**群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3)**使用済燃料を含みます。
- (注4)**原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注7) 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条（用語の定義）に定める  
高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14  
年国土交通省告示第 619 号）第 2 条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法  
（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注8) 家事を除きます。

(2) 当組合は、被共済者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。

#### 第 4 条(共済金を支払わない場合—その 2 対人賠償)

当組合は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被共済者が被る損害に対しては、共済金を支払いません。

① 記名被共済者

② 共済契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

③ 被共済者の父母、配偶者または子

④ **被共済者の業務(注)**に従事中の使用人

⑤ **被共済者の使用者の業務(注)**に従事中の他の使用人。ただし、被共済者が共済契約自動車を**その使用者の業務(注)**に使用している場合に限りま

(注) 家事を除きます。

#### 第 5 条(共済金を支払わない場合—その 3 対物賠償)

当組合は、対物事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被共済者が被る損害に対しては、共済金を支払いません。

① 記名被共済者

② 共済契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

③ 被共済者またはその父母、配偶者もしくは子

④ 被共済者の使用者。ただし、被共済者が共済契約自動車を**その使用者の業務(注)**に使用している場合に限りま

(注) 家事を除きます。

#### 第 6 条(被共済者の範囲—対人・対物賠償共通)

この賠償責任条項における被共済者は、次のいずれかに該当する者として

① 記名被共済者

② 共済契約自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者

ア. 記名被共済者の配偶者

イ. 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族

ウ. 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子

③記名被共済者の承諾を得て共済契約自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した共済契約自動車を使用または管理している間を除きます。

④**記名被共済者の使用者(注)**。ただし、記名被共済者が共済契約自動車を**その使用者(注)**の業務に使用している場合に限ります。

**(注)**請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被共済者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

#### 第7条(個別適用)

(1) この賠償責任条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。ただし、第3条(共済金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通)(1)①の規定を除きます。

(2) (1)の規定によって、第14条(支払共済金の計算—対人賠償)(1)および第15条(支払共済金の計算—対物賠償)(1)に定める当組合の支払うべき共済金の限度額ならびに第14条(2)②に定める臨時費用の限度額が増額されるものではありません。

#### 第8条(当組合による援助—対人・対物賠償共通)

被共済者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当組合は、被共済者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、被共済者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

#### 第9条(当組合による解決—対人賠償)

(1) 被共済者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当組合が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当組合は、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当組合の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談または調停もしくは**訴訟の手続(注)**を行います。

**(注)**弁護士の選任を含みます。

(2) (1)の場合には、被共済者は当組合の求めに応じ、その遂行について当組合に協力しなければなりません。

(3) 当組合は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

①被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、共済証書記載の共済金額および**自賠償共済等によって支払われる金額(注)**の合計額を明らかに超える場合

②損害賠償請求権者が、当組合と直接、折衝することに同意しない場合

③共済契約自動車に自賠償共済等の契約が締結されていない場合

④正当な理由がなく被共済者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

**(注)**共済契約自動車に自賠償共済等の契約が締結されていない場合は、自賠償共済等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

## 第 10 条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)

- (1) 対人事故によって被共済者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当組合に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当組合は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当組合がこの賠償責任条項および基本条項に従い被共済者に対して支払うべき**共済金の額(注)**を限度とします。
- ①被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
  - ②被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
  - ③損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合
  - ④(3)に定める損害賠償額が共済証書記載の**共済金額(注)**を超えることが明らかになった場合
  - ⑤法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
    - ア. 被共済者またはその法定相続人の破産または生死不明
    - イ. 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (注)**同一事故につき既に当組合が支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{array}{l} \text{被共済者が損害} \\ \text{賠償請求権者に} \\ \text{対して負担する} \\ \text{法律上の損害賠} \\ \text{償責任の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{自賠償共済等} \\ \text{によって支払わ} \\ \text{れる金額(注)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{被共済者が損害} \\ \text{賠償請求権者に} \\ \text{対して既に支払} \\ \text{った損害賠償責} \\ \text{任の額} \end{array} = \text{損害賠償額}$$

- (注)**共済契約自動車に自賠償共済等の契約が締結されていない場合は、自賠償共済等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の共済金の請求と競合した場合は、当組合は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)の規定に基づき当組合が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当組合が被共済者に、その被共済者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなします。

## 第 11 条(当組合による解決—対物賠償)

- (1) 被共済者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当組合が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当組合は、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当組合の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、**示談または調停もしくは訴訟の手続(注)**を行います。
- (2) (1) の場合には、被共済者は当組合の求めに応じ、その遂行について当組合に協力しなければなりません。
- (3) 当組合は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
- ① 1 回の対物事故につき、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、共済証書記載の共済金額を明らかに超える場合
  - ② 被共済者が、共済証書記載の免責金額を支払わない場合
  - ③ 損害賠償請求権者が、当組合と直接、折衝することに同意しない場合
  - ④ 正当な理由がなくて被共済者が(2) に規定する協力を拒んだ場合
- (注)** 弁護士を選任を含みます。

## 第 12 条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)

- (1) 対物事故によって被共済者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、当組合に対して(3) に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当組合は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3) に定める損害賠償額を支払います。ただし、1 回の対物事故につき、当組合がこの賠償責任条項および基本条項に従い被共済者に対して支払うべき**共済金の額(注)**を限度とします。
- ① 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
  - ② 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
  - ③ 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合
  - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
    - ア、被共済者またはその法定相続人の破産または生死不明
    - イ、被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- (注)** 同一事故につきすでに支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3) 前条(当組合による解決—対物賠償) およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	—	被共済者が損害賠償請求権者に対して、既に支払った損害賠償責任の額	—	共済証書に免責金額の記載がある場合は、その免責金額	=	損害賠償額
-----------------------------------	---	----------------------------------	---	---------------------------	---	-------

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の共済金の請求と競合した場合は、当組合は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2) または (7) の規定に基づき当組合が損害賠償請求権者に損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において、当組合が被共済者に、その被共済者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の対物事故につき、被共済者が負担する法律上の**損害賠償責任の総額(注)**が共済証書記載の共済金額を超えると認められる時以降、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当組合は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

① (2) ④に規定する事実があった場合

② 損害賠償請求権者が被共済者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被共済者またはその法定相続人も折衝することができないと認められる場合

③ 当組合への損害賠償の請求について、すべての損害請求権者と被共済者との間で書面による合意が成立した場合

**(注)** 同一事故につきすでに当組合が支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(7) (6) ②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当組合は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき、当組合がこの賠償責任条項および基本条項に従い被共済者に対して支払うべき**共済金の額(注)**を限度とします。

**(注)** 同一事故につきすでに支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額とします。

### 第13条(費用—対人・対物賠償共通)

(1) **共済契約者または被共済者が支出した次の費用(注)**は、これを損害の一部とみなします。

① 基本条項第19条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 基本条項第19条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

③ 対人事故または対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当組合の書面による同意を得て支出した費用

④対人事故または対物事故に関して被共済者の行う折衝または示談について被共済者が当組合の同意を得て支出した費用、および第9条（当組合による解決—対人賠償）（2）または第11条（当組合による解決—対物賠償）（2）の規定により被共済者が当組合に協力するために要した費用

⑤損害賠償に関する争訟について、被共済者が当組合の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

**(注)**収入の喪失を含みません。

(2) 被共済者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が次のいずれかに該当するときは、(1)の費用のほか、被共済者が臨時に必要なとする費用（以下「臨時費用」といいます。）は、これを損害の一部とみなします。

①対人事故の直接の結果として死亡した場合

②対人事故の直接の結果として20日以上入院した場合

#### 第14条(支払共済金の計算—対人賠償)

(1)1回の対人事故につき当組合の支払う共済金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ共済証書記載の共済金額を限度とします。

被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	前条(1)①から③までの費用	-	自賠償共済等によって支払われる金額(注)	=	共済金の額
-----------------------------------	---	----------------	---	----------------------	---	-------

**(注)**共済契約自動車に自賠償共済等の契約が締結されていない場合は、自賠償共済等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(2) 当組合は、(1)に定める共済金のほか、次の額の合計額を支払います。

①前条(1)④および⑤の費用

②前条(2)の臨時費用。ただし、1回の対人事故により生命または身体を害された者1名につき、次の額を限度とします。

ア. 前条(2)①に該当する場合は、10万円

イ. 前条(2)②に該当する場合は、2万円

③第9条（当組合による解決—対人賠償）（1）の規定に基づく訴訟または被共済者が当組合の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

#### 第15条(支払共済金の計算—対物賠償)

(1)1回の対物事故につき当組合の支払う共済金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、共済証書記載の共済金額を限度とします。

被共済者が損害賠償 請求権者に対して負 担する法律上の損害 賠償責任の額	+	第 13 条（費用-対人・ 対物賠償共通）（1）① から③までの費用	-	被共済者が損害賠償請求権者 に対して損害賠償金を支払っ たことにより取得するものが ある場合は、その価額
---	---	--	---	---

共済証書に免責金額の				
—	記載がある場合は、その	=	共済金の額	
	免責金額			

(2) 当組合は、(1) に定める共済金のほか、次の額の合計額を支払います。

- ①第 13 条（費用-対人・対物賠償共通）（1）④および⑤の費用
- ②被共済者が当組合の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

#### 第 16 条(仮払金および供託金の貸付け等-対人・対物賠償共通)

(1) 第 8 条（当組合による援助-対人・対物賠償共通）、第 9 条（当組合による解決-対人賠償）

(1) または第 11 条（当組合による解決-対物賠償）（1）の規定により当組合が被共済者のために援助または解決にあたる場合には、当組合は、次の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被共済者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当組合の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被共済者に貸し付けます。

①対人事故については、生命または身体を害された者 1 名につき、それぞれ共済証書記載の**共済金額(注1)**

②対物事故については、1 回の事故につき、共済証書記載の**共済金額(注2)**

**(注1)** 同一事故につき既に当組合が支払った共済金または第 10 条（損害賠償請求権者の直接請求権-対人賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

**(注2)** 同一事故につき既に当組合が支払った共済金または第 12 条（損害賠償請求権者の直接請求権-対物賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1) により当組合が供託金を貸し付ける場合には、被共済者は、当組合のために**供託金(注)**の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

**(注)** 利息を含みます。

(3) (1) の貸付けまたは当組合の名による供託が行われている間においては、第 10 条（損害賠償請求権者の直接請求権-対人賠償）（2）ただし書、第 12 条（損害賠償請求権者の直接請求権-対物賠償）（2）ただし書、第 14 条（支払共済金の計算-対人賠償）（1）ただし書および前条（1）ただし書の規定は、その**貸付金または供託金(注)**を既に支払った共済金とみなして適用します。

**(注)** 利息を含みます。

- (4) (1) の**供託金(注)**が第三者に還付された場合には、その還付された**供託金**の限度で、(1)の当組合の名による**供託金または貸付金(注)**が共済金として支払われたものとみなします。  
(注)利息を含みます。
- (5) 基本条項第 22 条 (共済金の請求) の規定により当組合の共済金支払義務が発生した場合は、(1) の仮払金に関する貸付金が共済金として支払われたものとみなします。

#### 第 17 条(先取特権—対人・対物賠償共通)

- (1) 対人事故または対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被共済者の当組合に対する**共済金請求権(注)**について先取特権を有します。  
(注)第 13 条 (費用—対人・対物賠償共通) の費用に対する共済金請求権を除きます。
- (2) 当組合は、次のいずれかに該当する場合に、共済金の支払を行うものとします。
- ①被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、**当組合から被共済者に支払う場合(注1)**
  - ②被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被共済者の指図により、当組合から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
  - ③被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当組合から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
  - ④被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当組合が被共済者に共済金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、**当組合から被共済者に支払う場合(注2)**
- (注1)被共済者が賠償した金額を限度とします。  
(注2)損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) **共済金請求権(注)**は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、**共済金請求権**を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被共済者が当組合に対して共済金の支払を請求することができる場合を除きます。  
(注)第 13 条 (費用—対人・対物賠償共通) の費用に対する共済金請求権を除きます。

#### 第 18 条(損害賠償請求権者の権利と被共済者の権利の調整)

共済証書記載の共済金額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる共済金と被共済者が第 13 条 (費用—対人・対物賠償共通) の規定により当組合に対して請求することができる共済金の合計額に不足する場合は、当組合は、被共済者に対する共済金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する共済金の支払を行うものとします。

## 第2章 自損事故条項

### 第1条(共済金を支払う場合)

(1) 当組合は、被共済者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被共済者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条(自動車損害賠償責任)に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この自損事故条項および基本条項に従い、共済金を支払います。

- ① 共済契約自動車の運行に起因する事故
- ② 共済契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または共済契約自動車の落下。ただし、被共済者が共済契約自動車の**正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)**に搭乗中である場合に限ります。

(注)隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1)の傷害にはガス中毒を含みます。

(3) (1)の傷害には、次のものを含みません。

- ①日射、熱射または精神的衝動による傷害
- ②被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

### 第2条(共済金を支払わない場合—その1)

(1) 当組合は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、共済金を支払いません。

- ①被共済者の故意によって生じた傷害
- ②被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで共済契約自動車を運転している場合、法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で共済契約自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で共済契約自動車を運転している場合に生じた傷害
- ③被共済者が、共済契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで共済契約自動車を搭乗中に生じた傷害
- ④被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

(2) 傷害が共済金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当組合は、その者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。

(3) 当組合は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する**創傷感染症(注)**に対しては、共済金を支払いません。

(注) たんどく 丹毒、りんばせんえん 淋巴腺炎、はいけつしやう 敗血症、はしやうふう 破傷風等をいいます。

### 第3条(共済金を支払わない場合—その2)

(1) 当組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱**その他これらに類似の事変または暴動(注1)**

②地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥共済契約自動車を競技、曲技(注4)もしくは試験のために使用すること、または共済契約自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注5)すること。

⑦共済契約自動車に危険物(注6)を業務(注7)として積載すること、または共済契約自動車、危険物を業務として積載した被牽引自動車を牽引すること。

(注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注6) 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注7) 家事を除きます。

(2) 当組合は、自動車取扱業者が共済契約自動車を業務として受託している間に、被共済者に生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

#### 第4条(被共済者の範囲)

(1) この自損事故条項における被共済者は、次のいずれかに該当する者としてします。

①共済契約自動車の所有者

②共済契約自動車の運転者

③①および②以外の者で、共済契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中の者

(注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で共済契約自動車に搭乗中の者は被共済者に含みません。

#### 第5条(個別適用)

この自損事故条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

## 第6条(死亡共済金の支払)

(1) 当組合は、被共済者が第1条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、**1500万円(注)**を死亡共済金として被共済者の法定相続人に支払います。

(注)1回の事故につき、被共済者に対し既に支払った後遺障害共済金または医療共済金がある場合は、1500万円から既に支払った金額を控除した残額とします。

(2) (1)の被共済者の法定相続人が2名以上である場合は、当組合は、法定相続分の割合により死亡共済金を被共済者の法定相続人に支払います。

## 第7条(後遺障害共済金の支払)

(1) 当組合は、被共済者が第1条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、別表Iに掲げる後遺障害が生じた場合は、同表の各等級に定める金額を後遺障害共済金として被共済者に支払います。

(2) 別表Iの各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(3) 同一事故により、別表Iに掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当組合は、次の額を後遺障害共済金として支払います。

①第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に定める金額

②①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に定める金額

③①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める金額。ただし、それぞれの金額の合計額が上記の金額に達しない場合は、その合計額とします。

④①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に定める金額

(4) 既に後遺障害のある被共済者が第1条(共済金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害共済金として支払います。

$$\begin{array}{r} \text{別表 I に掲げる加重} \\ \text{後の後遺障害に該当} \\ \text{する等級に定める金} \\ \text{額} \end{array} - \begin{array}{r} \text{既にあった後遺障害} \\ \text{に該当する等級に定} \\ \text{める金額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{後遺障害共済} \\ \text{金の額} \end{array}$$

## 第8条(介護費用共済金の支払)

(1) 当組合は、被共済者が第1条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、別表Iの第1級もしくは第2級に掲げる金額の支払われるべき後遺障害または同表の第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合は、次の金額を介護費用共済金として被共済者に支払います。

- ①別表Ⅰの第1級3.または4.に掲げる後遺障害の場合は、350万円
  - ②別表Ⅰの第1級(3.または4.を除きます。)、第2級または第3級3.もしくは4.に掲げる後遺障害の場合は、200万円
  - ③前条(2)または(3)の規定により、別表Ⅰの第1級または第2級に掲げる金額が支払われるべき後遺障害の場合は、200万円
- (2) 当組合は、(1)の規定にかかわらず、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用共済金を支払いません。
- (3) 同一事故により生じた後遺障害が(1)①から③までの2以上に該当する場合であっても、当組合は、重複して介護費用共済金を支払いません。

### 第9条(医療共済金の支払)

- (1) 当組合は、被共済者が第1条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数に対し、次の算式によって算出した額を医療共済金として被共済者に支払います。

①入院した場合

$$6,000円 \times \text{入院日数} = \text{医療共済金の額}$$

②通院した場合

$$4,000円 \times \text{通院日数(注)} = \text{医療共済金の額}$$

(注)①に該当する日数を除きます。

- (2) (1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める**医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)**であるときには、その処置日数を含みます。

(注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) (1)の医療共済金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。
- (4) 被共済者が医療共済金の支払を受けられる期間中にさらに医療共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当組合は、重複しては医療共済金を支払いません。

### 第10条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被共済者が第1条(共済金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当組合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第1条（共済金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

#### **第11条(当組合の責任限度額等)**

(1) 1回の事故につき、当組合が支払うべき死亡共済金の額は、第6条（死亡共済金の支払）の規定による額とし、かつ、1500万円を限度とします。

(2) 1回の事故につき、当組合が支払うべき後遺障害共済金の額は、第7条（後遺障害共済金の支払）、第9条（医療共済金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。

(3) 当組合は、(1)および(2)に定める共済金のほか、1回の事故につき、第8条（介護費用共済金の支払）および前条の規定による介護費用共済金を支払います。

#### **第12条(代位)**

当組合が共済金を支払った場合であっても、被共済者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当組合に移転しません。

### **第3章 無共済車傷害条項**

#### **第1条(共済金を支払う場合)**

(1) 当組合は、無共済車事故によって被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者がいる場合に限り、この無共済車傷害条項および基本条項に従い、共済金を支払います。

(2) (1)の損害の額は、第7条（損害額の決定）に定める損害の額とします。

(3) 当組合は、1回の無共済車事故による(1)の損害の額が、次の合計額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ共済金を支払います。

##### **①自賠償共済等によって支払われる金額(注1)**

②対人賠償共済等によって、賠償義務者が(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金の支払を受けることができる場合は、**その対人賠償保険等の共済金額または保険金額(注2)**

(注1)自賠償共済等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠償共済等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(注2)対人賠償共済等が2以上ある場合は、それぞれの共済金額または保険金額の合計額とします。

#### **第2条(共済金を支払わない場合—その1)**

(1) 当組合は、次のいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

- ①被共済者の故意によって生じた損害
  - ②被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで共済契約自動車を運転している場合、法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で共済契約自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で共済契約自動車を運転している場合に生じた損害
  - ③被共済者が、共済契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで共済契約自動車を搭乗中に生じた損害
  - ④被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- (2) 損害が共済金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当組合は、その者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。

### 第3条(共済金を支払わない場合—その2)

当組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
- ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③台風、洪水または高潮
- ④核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦共済契約自動車を競技、曲技(注4)もしくは試験のために使用すること、または共済契約自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注5)すること。
- ⑧共済契約自動車を危険物(注6)を業務(注7)として積載すること、または共済契約自動車が、危険物を業務として積載した被牽引自動車を牽引すること。

(注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注6) 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注7) 家事を除きます。

#### 第4条(共済金を支払わない場合—その3)

(1) 当組合は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は共済金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。

①被共済者の父母、配偶者または子

②被共済者の使用者。ただし、被共済者がその使用者の**業務(注)**に従事している場合に限りません。

③被共済者の使用者の**業務**に無共済自動車を使用している他の使用人。ただし、被共済者がその使用者の**業務**に従事している場合に限りません。

(注)家事を除きます。

(2) 当組合は、被共済者の父母、配偶者または子の運転する無共済自動車によって被共済者の生命または身体が害された場合は共済金を支払いません。ただし、無共済自動車は2台以上ある場合で、これらの者または(1)②もしくは③に定める者以外の者が運転する他の無共済自動車があるときを除きます。

(3) 共済契約自動車について適用される対人賠償共済等によって、被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して**共済金または保険金の支払を受けることができる場合(注)**には、当組合は、共済金を支払いません。

(注)共済金請求権者が対人賠償共済等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。

(4) 当組合は、自動車取扱業者が共済契約自動車を業務として受託している場合は、その自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

#### 第5条(被共済者の範囲)

(1) この無共済車傷害条項における被共済者は、**共済契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)**に搭乗中の者とし、ただし、極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。

(注)隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1)の被共済者の胎内にある胎児が、無共済自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として別表1に掲げる**後遺障害(注)**もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害が生じることによって損害を被った場合は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(注)その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含まれません。

#### 第6条(個別適用)

この無共済車傷害条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

## 第7条(損害額の決定)

(1) 当組合が共済金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、賠償義務者が被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。

(2) (1) の損害額は、共済金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているとしないとにかかわらず、次の手続によって決定します。

①当組合と共済金請求権者との間の協議

②①の協議が成立しない場合は、当組合と共済金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

## 第8条(費用)

共済契約者または被共済者が支出した次の**費用(注)**は、これを損害の一部とみなします。

①基本条項第 19 条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

②基本条項第 19 条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当組合の書面による同意を得て支出した費用

**(注)**収入の喪失を含みません。

## 第9条(支払共済金の計算)

1 回の無共済車事故につき当組合の支払う共済金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、共済証書記載の共済金額から次の②の額を差し引いた額を限度とします。

第7条（損害額の決定）

の規定により決定される損害額 + 前条の費用 - 次の①から④までの合計額 = 共済金の額

### ①自賠償共済等によって支払われる金額(注1)

②対人賠償共済等によって、賠償義務者が第1条（共済金を支払う場合）(1) の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金または保険金の支払を受けることができる場合は、**その対人賠償共済等の共済金額または保険金額(注2)**

③共済金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠償共済等または対人賠償共済等によって共済金または保険金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。

④第7条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で共済金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

**(注1)**自賠償共済等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠償共済等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

(注2) 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの共済金額または保険金額の合計額とします。

#### 第10条(共済金請求権者の義務)

(1) 被共済者またはその父母、配偶者もしくは子が第1条(共済金を支払う場合)(1)の損害を被った場合は、共済金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当組合に通知しなければなりません。

- ①賠償義務者の住所および氏名または名称
- ②賠償義務者の損害に対して共済金または保険金を支払う対人賠償共済等の有無およびその内容
- ③賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
- ④共済金請求権者が第1条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責共済等もしくは対人賠償共済等の共済者もしくは保険者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額

(2) 当組合は、共済金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または(1)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

#### 第11条(共済金請求の手続)

共済金の請求は、共済金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

#### 第12条(代位)

共済金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合については、基本条項第28条(代位)(1)および(2)の規定を適用します。この場合には、同条項第23条(共済金の支払時期)(1)⑤ならびに第28条(1)および(2)中の「被共済者」を「共済金請求権者」と読み替えるものとします。

### 第4章 搭乗者傷害条項

#### 第1条(共済金を支払う場合)

(1) 当組合は、被共済者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この搭乗者傷害条項および基本条項に従い、共済金を支払います。

- ①共済契約自動車の運行に起因する事故
- ②共済契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または共済契約自動車の落下

(2) (1)の傷害にはガス中毒を含みます。

(3) (1)の傷害には、次のものを含まません。

- ①日射、熱射または精神的衝動による障害

②被共済者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

## 第2条(共済金を支払わない場合—その1)

(1) 当組合は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、共済金を支払いません。

①被共済者の故意によって生じた傷害

②被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで共済契約自動車を運転している場合、法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で共済契約自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で共済契約自動車を運転している場合に生じた傷害

③被共済者が、共済契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで共済契約自動車を搭乗中に生じた傷害

④被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

(2) 傷害が共済金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当組合は、その者の受け取るべき金額については、共済金を支払いません。

(3) 当組合は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する**創傷感染症(注)**に対しては、共済金を支払いません。

(注) たんどく りんぼせんえん はいけつしょう ほしょうふう 丹毒、リンパ腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

## 第3条(共済金を支払わない場合—その2)

当組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱**その他これらに類似の事変または暴動(注1)**

②地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③**核燃料物質(注2)**もしくは**核燃料物質によって汚染された物(注3)**の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥共済契約自動車を**競技、曲技(注4)**もしくは試験のために使用すること、または共済契約自動車を**競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注5)**すること。

⑦共済契約自動車を**危険物(注6)**を**業務(注7)**として積載すること、または共済契約自動車が、**危険物**を**業務**として積載した被牽引自動車を牽引すること。

(注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技または曲技のための練習を含みます。

(注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注6)道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める  
高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成  
14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締  
法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注7)家事を除きます。

#### 第4条(被共済者の範囲)

(1) この搭乗者傷害条項における被共済者は、共済契約自動車の**正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)**に搭乗中の者としします。

(注)隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被共済者に含みません。

- ①極めて異常かつ危険な方法で共済契約自動車に搭乗中の者
- ②業務として共済契約自動車を受託している自動車取扱業者

#### 第5条(個別適用)

この搭乗者傷害条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。

#### 第6条(死亡共済金の支払)

(1) 当組合は、被共済者が第1条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、  
事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、**共済金額の全額(注)**を死亡  
共済金として被共済者の法定相続人に支払います。

(注)1回の事故につき、被共済者に対し既に支払った後遺障害共済金がある場合は、共済金  
額から既に支払った金額を控除した残額とします。

(2) (1)の被共済者の法定相続人が2名以上である場合は、当組合は、法定相続分の割合によ  
り死亡共済金を被共済者の法定相続人に支払います。

#### 第7条(座席ベルト装着者特別共済金の支払)

(1) 当組合は、被共済者が、共済契約自動車に備えられている**座席ベルトを装着(注1)**して**道路(注  
2)**において第1条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生  
の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合であって、前条の死亡共済金が支払われる  
ときは、その死亡共済金のほか、座席ベルト装着者特別共済金を被共済者の法定相続人に支払  
います。

(注1)共済契約自動車に備えられた、道路運送車両の保安基準第22条の5(年少者用補助乗車  
装置等)に定める年少者用補助乗車装置を使用している場合を含みます。

(注2)道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条(定義)第1項第1号に定める道路をいいま  
す。

(2) (1)の被共済者の法定相続人が2名以上である場合は、当組合は、法定相続分の割合によ  
り座席ベルト装着者特別共済金を被共済者の法定相続人に支払います。

(3) 1回の事故につき、当組合が支払うべき(1)の座席ベルト装着者特別共済金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、300万円を限度とします。

$$\text{共済金額} \times 30\% = \text{座席ベルト装着者特別共済金の額}$$

### 第8条(後遺障害共済金の支払)

(1) 当組合は、被共済者が第1条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表Iに掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害共済金として被共済者に支払います。

$$\text{共済金額} \times \frac{\text{別表Iに掲げる後遺障害に該当する等級に対する共済金支払割合}}{\text{後遺障害共済金の額}} = \text{後遺障害共済金の額}$$

(2) 別表Iの各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(3) 同一事故により、別表Iに掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当組合は、共済金額に次の共済金支払割合を乗じた額を後遺障害共済金として支払います。

①第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する共済金支払割合

②①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する共済金支払割合

③①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する共済金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する共済金支払割合の合計の割合が上記の共済金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を共済金支払割合とします。

④①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する共済金支払割合

(4) 既に後遺障害のある被共済者が第1条(共済金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害共済金として支払います。

$$\text{共済金額} \times \frac{\text{別表Iに掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する共済金支払割合}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に定める金額}} = \text{後遺障害共済金の額}$$

(5) 被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被共済者以外の医師の診断に基づき、発見の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害共済金として支払います。

## 第9条(重度後遺障害特別共済金の支払)

(1) 当組合は、被共済者が第1条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表Iの第1級もしくは第2級に掲げる共済金支払割合を共済金額に乗じた額の支払われるべき後遺障害または同表の第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合は、次の算式によって算出した額を重度後遺障害特別共済金として被共済者に支払います。ただし、100万円を限度とします。

$$\text{共済金額} \times 10\% = \text{重度後遺障害特別共済金の額}$$

(2) 被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被共済者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定して、(1)のとおり算出した額を重度後遺障害特別共済金として支払います。

## 第10条(医療共済金の支払)

(1) 当組合は、被共済者が第1条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数に対し、次の算式によって算出した額を医療共済金として被共済者に支払います。

①入院した場合

$$\text{共済証書記載の共済金} \times \frac{1.5}{1.00} \times \text{入院日} = \text{医療共済}$$

ただし、1名共済金額が500万円をこえる場合であっても、医療共済金については、その治療日数1日につき7,500円を限度とします。

②通院した場合

$$\text{共済証書記載の共済金} \times \frac{1}{1.00} \times \text{通院日数} = \text{医療共済}$$

ただし、1名共済金額が500万円をこえる場合であっても、医療共済金については、その治療日数1日につき5,000円を限度とします。

(注)①に該当する日数を除きます。

(2) (1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める**医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)**であるときには、その処置日数を含みます。

(注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 当組合は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、医療共済金を支払いません。

(4) 被共済者が医療共済金の支払を受けられる期間中にさらに医療共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当組合は、重複しては医療共済金を支払いません。

#### **第11条(他の身体の障害または疾病の影響)**

(1) 被共済者が第1条(共済金を支払う場合)の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当組合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第1条(共済金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

#### **第12条(当組合の責任限度額等)**

(1) 1回の事故につき、当組合が支払うべき死亡共済金および後遺障害共済金の額は、第6条(死亡共済金の支払)、第8条(後遺障害共済金の支払)および前条の規定による額とし、かつ、共済金額を限度とします。

(2) 当組合は、次の共済金の合計額が共済金額を超える場合であっても、座席ベルト装着者特別共済金、重度後遺障害特別共済金を支払います。

① (1)に定める死亡共済金および後遺障害共済金

② 第7条(座席ベルト装着者特別共済金の支払)および前条の規定による座席ベルト装着者特別共済金

③ 第9条(重度後遺障害特別共済金の支払)および前条の規定による重度後遺障害特別共済金

(3) 当組合は、(1)および(2)に定める共済金のほか、1回の事故につき、第10条(医療共済金の支払)および前条の規定による医療共済金を支払います。

#### **第13条(代位)**

当組合が共済金を支払った場合であっても、被共済者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当組合に移転しません。

## 第5章 車両条項

### 第1条(共済金を支払う場合)

- (1) 当組合は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって共済契約自動車に生じた損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被共済者に共済金を支払います。
- (2) (1) の共済契約自動車には、付属品を含みます。

### 第2条(共済金を支払わない場合—その1)

当組合は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

- ①次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
- ア. **共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者(注1)**
  - イ. **所有権留保条項付売買契約に基づく共済契約自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく共済契約自動車の借主(注1)**
  - ウ. アおよびイに定める者の法定代理人
  - エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
  - オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被共済者または共済金を受け取るべき者に共済金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱**その他これらに類似の事変または暴動(注2)**
- ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④**核燃料物質(注3)**もしくは**核燃料物質によって汚染された物(注4)**の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧詐欺または横領
- ⑨共済契約自動車を**競技、曲技(注5)**もしくは試験のために使用すること、または共済契約自動車を**競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注6)**すること。
- ⑩共済契約自動車に**危険物(注7)**を**業務(注8)**として積載すること、または共済契約自動車が、**危険物を業務**として積載した被牽引自動車を牽引すること。
- (注1)これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3)使用済燃料を含みます。
- (注4)原子核分裂生成物を含みます。

(注5)競技または曲技のための練習を含みます。

(注6)救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(注7)道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第二条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注8)家事を除きます。

### 第3条(共済金を支払わない場合—その2)

当組合は、次のいずれかに該当する損害に対しては、共済金を支払いません。

①共済契約自動車（航空機または船舶によって**輸送されている間(注1)**）に生じた損害。ただし、その船舶が**フェリーボート(注2)**である場合を除きます。

②共済契約自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さびその他自然の消耗

③**故障損害(注3)**

④共済契約自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害

⑤付属品のうち共済契約自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、共済契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。

⑥**タイヤ(注4)**に生じた損害。ただし、共済契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。

(注1)積込みまたは積下し中を含みます。

(注2)官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とともに乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

(注3)偶然な外来の事故に直接起因しない共済契約自動車の電氣的または機械的損害をいいます。

(注4)チューブを含みます。

### 第4条(共済金を支払わない場合—その3)

当組合は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで共済契約自動車を運転している場合、法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で共済契約自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で共済契約自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、共済金を支払いません。

①**共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者(注)**

②**所有権留保条項付売買契約に基づく共済契約自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく共済契約自動車の借主(注)**

③①および②に定める者の法定代理人

④①および②に定める者の業務に従事中の使用人

⑤①および②に定める者の父母、配偶者または子



④フェリーボート(注2)によって輸送されている間に生じた共同海損に対する共済契約自動車の分担額

(注1)収入の喪失を含みません。

(注2)官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

## 第9条(支払共済金の計算)

(1) 1回の事故につき当組合の支払う共済金の額は、次のとおりとします。ただし、共済金額を限度とし、共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額を限度とします。

①全損の場合は、共済価額

②分損の場合は、第6条(損害額の決定)の損害額から**共済証書記載の免責金額(注)**を差し引いた額。ただし、共済金額が共済価額に達しない場合は、次の算式によって算出した額とします。

$$\left( \begin{array}{c} \text{第6条の損} \\ \text{害額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{共済証書記} \\ \text{載の免責金} \\ \text{額(注)} \end{array} \right) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} = \text{共済金の額}$$

(注)当組合が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。

(2) 第6条(損害額の決定)の損害額のうち、**回収金(注1)**がある場合において、**回収金**の額が**被共済者の自己負担額(注2)**を超過するときは、当組合は(1)に定める共済金の額からその超過額を差し引いて共済金を支払います。

(注1)第三者が負担すべき金額で被共済者のために既に回収されたものをいいます。

(注2)損害額から(1)に定める共済金の額を差し引いた額をいいます。

## 第10条(現物による支払)

当組合は、共済契約自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって共済金の支払に代えることができます。

## 第11条(被害物についての当組合の権利)

(1) 当組合が全損として共済金を支払った場合は、共済契約自動車について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った共済金の額が共済価額に達しない場合には、当組合は、支払った共済金の額の共済価額に対する割合によってその権利を取得します。

(2) 共済契約自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、当組合は、支払った共済金の額の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得します。

(3) (1) および(2)の場合において、当組合がその権利を取得しない旨の意思を表示して共済金を支払ったときは、共済契約自動車またはその部分品もしくは付属品について被共済者が有する所有権その他の物権は当組合に移転しません。

## 第12条(盗難自動車の返還)

当組合が共済契約自動車の盗難によって生じた損害に対して共済金を支払った日の翌日から起算して60日以内に共済契約自動車が発見された場合は、被共済者は、既に受け取った共済金を当組合に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に共済契約自動車に生じた損害に対して共済金を請求することができます。

## 第6章 基本条項

### 第1条(共済責任の始期および終期)

(1) 当組合の共済責任、共済期間の初日の**午後4時(注)**に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注)共済証書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 共済期間が始まった後でも、当組合は、共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

### 第2条(共済責任のおよぶ地域)

当組合は、共済契約自動車が**日本国内(注)**にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ共済金を支払います。

(注)日本国外における日本船舶内を含みます。

### 第3条(告知義務)

(1) **共済契約者または記名被共済者(注)**になる者は、共済契約締結の際、告知事項について、当組合に事実を正確に告げなければなりません。

(注)車両条項においては、被共済者とします。

(2) 当組合は、共済契約締結の際、**共済契約者または記名被共済者(注)**が、告知事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(注)車両条項においては、被共済者とします。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

②当組合が共済契約締結の際、**(2)に規定する事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合(注1)**

③**共済契約者または記名被共済者(注2)**が、当組合が共済金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当組合に申し出て、当組合がこれを承認した場合。なお、当組合が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、共済契約締結の際に当組合に告げられていたとしても、当組合が共済契約を締結していたと認めるとき

に限り、これを承認するものとします。

④当組合が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から30日を経過した場合

**(注1)**当組合のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます

**(注2)**車両条項においては、被共済者とします。

(4)(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

#### 第4条(通知義務)

(1) 共済契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、書面をもって、その旨を当組合に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当組合への通知は必要ありません。

①共済契約自動車の用途車種または**登録番号(注1)**を変更したこと。

②①のほか、**告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注2)**が発生したこと。

**(注1)**車両番号および標識番号を含みます。

**(注2)**告知事項のうち、共済契約締結の際に当組合が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2)(1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(3)(2)の規定は、当組合が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から30日を経過した場合には適用しません。

(4)(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

(6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この**共済契約の引受範囲(注)**を超えることとなった場合には、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

**(注)**共済掛金を増額することにより共済契約を継続することができる範囲として共済契約締結の際に当組合が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7) (6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

#### 第5条(共済契約者の住所変更)

共済契約者が共済証書記載の住所または通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を当組合に通知しなければなりません。

#### 第6条(共済契約自動車の譲渡)

(1) 共済契約自動車が**譲渡(注1)**された場合であっても、この共済契約に適用される共済約款および特約に関する権利および義務は、**譲受人(注2)**に移転しません。ただし、共済契約者がこの共済契約に適用される共済約款および特約に関する権利および義務を共済契約自動車の**譲受人に譲渡**する旨を書面をもって当組合に通知し承認の請求を行った場合において、当組合がこれを承認したときは、**譲受人**に移転します。

**(注1)**所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を共済契約者または記名被共済者とする共済契約が締結されている場合の共済契約自動車の返還を含みます。

**(注2)**所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

(2) 当組合は、共済契約自動車が**譲渡(注1)**された後**(注2)**に、共済契約自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

**(注1)**所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を共済契約者または記名被共済者とする共済契約が締結されている場合の共済契約自動車の返還を含みます。

**(注2)**(1)ただし書の書面を受領した後を除きます。

#### 第7条(共済契約自動車の入替)

(1) 次のいずれかに該当する者が、自動車の新規取得を行った場合に、共済契約者が書面をもってその旨を当組合に通知し、新規取得自動車と共済契約自動車の入替の承認の請求を行った場合において、当組合がこれを承認したときは、新規取得自動車について、この共済契約を適用します。

① 共済契約自動車の所有者

② **記名被共済者(注)**

③ **記名被共済者**の配偶者

④ **記名被共済者**またはその配偶者の同居の親族

**(注)**賠償責任条項の適用がない場合は、共済契約自動車の所有者とします。

(2) (1) の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

① 共済契約自動車所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

② 共済契約自動車貸借契約により貸借されている場合は、その借主

③ ①および②以外の場合は、共済契約自動車を所有する者

(3) 当組合は、**自動車の新規取得のあった後(注)**に、新規取得自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

(注) (1) の書面を受領した後を除きます。

### 第8条(共済契約の無効)

共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は無効とします。

### 第9条(共済契約の取消し)

共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって当組合が共済契約を締結した場合には、当組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

### 第10条(共済金額の調整)

(1) 共済契約締結の際、車両条項の共済金額が共済契約自動車の価額を超えていたことにつき、共済契約者および被共済者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、共済契約者は、当組合に対する通知をもって、その超過部分について、この共済契約を取り消すことができます。

(2) 共済契約締結の後、共済契約自動車の価額が著しく減少した場合には、共済契約者は、当組合に対する通知をもって、将来に向かって、車両条項の共済金額について、減少後の共済契約自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。

### 第11条(共済契約の解除)

(1) 当組合は、第6条(共済契約自動車の譲渡)(1)または第7条(共済契約自動車の入替)

(1)の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。ただし、共済契約自動車が廃車、譲渡または返還された場合に限りません。

(2) 当組合は、共済契約者が第14条(共済掛金の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)または(2)の**追加共済掛金の支払を怠った場合(注)**は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(注) 当組合が、共済契約者に対し追加共済掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りません。

(3) 共済契約者は、当組合に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(4)(1)に基づく当組合の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

## 第12条(重大事由による解除)

(1) 当組合は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

①共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、当組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②被共済者または共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③①および②に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、①および②の事由がある場合と同程度に当組合のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

## 第13条(共済契約解除の効力)

共済契約の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

## 第14条(共済掛金の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)

(1) 第3条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

(2) 第4条(通知義務)(2)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、**危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)**に対する共済掛金を返還または請求します。

**(注)**共済契約者または被共済者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) (1)および(2)の規定により追加共済掛金を請求する場合において、第11条(共済契約の解除)(2)の規定によりこの**共済契約を解除できるときは、当組合は、共済金を支払いません(注)**。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

**(注)**既に共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

- (4) 第6条(共済契約自動車の譲渡)(1)または第7条(共済契約自動車の入替)(1)の規定による承認をする場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。
- (5) (4)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当組合の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。
- (6) (1)、(2)および(4)のほか、共済契約締結の後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を当組合に通知し、承認の請求を行い、当組合がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要があるときは、当組合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還または請求します。
- (7) (6)の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、当組合の請求に対して、共済契約者がその支払を怠ったときは、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この共済約款および共済契約自動車について適用される特約に従い、共済金を支払います。

#### **第15条(共済掛金の返還—無効または失効の場合)**

- (1) 第8条(共済契約の無効)の規定により共済契約が無効となる場合には、当組合は、共済掛金を返還しません。
- (2) 共済契約が失効となる場合には、当組合は、未経過期間に対し当組合の定めるところにより計算した共済掛金を返還します。

#### **第16条(共済掛金の返還—取消しの場合)**

第9条(共済契約の取消し)の規定により、当組合が共済契約を取り消した場合には、当組合は、共済掛金を返還しません。

#### **第17条(共済掛金の返還—共済金額の調整の場合)**

- (1) 第10条(共済金額の調整)(1)の規定により、共済契約者が共済契約を取り消した場合には、当組合は、共済契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。
- (2) 第10条(共済金額の調整)(2)の規定により、共済契約者が共済金額の減額を請求した場合には、当組合は、減額前の共済金額に対応する共済掛金と減額後の共済金額に対応する共済掛金との差に基づき計算した、未経過期間に対する共済掛金を返還します。

#### **第18条(共済掛金の返還—解除の場合)**

- (1) 第3条(告知義務)(2)、第4条(通知義務)(2)、同条(6)、第11条(共済契約の解除)(1)、同条(2)、第12条(重大事由による解除)(1)またはこの共済契約に適用される特約の規定により、当組合が共済契約を解除した場合には、当組合は、未経過期間に対し当組合の定めるところにより計算した共済掛金を返還します。

- (2) 第11条(共済契約の解除)(3)の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、当組合は、未経過期間に対し当組合の定めるところにより計算した共済掛金を返還します。

### 第19条(事故発生時の義務)

共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
  - ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当組合に通知すること。
  - ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当組合に通知すること。
    - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
    - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
    - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
  - ④ 共済契約自動車盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
  - ⑤ 共済契約自動車を修理する場合には、あらかじめ当組合の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
  - ⑥ 他人に**損害賠償の請求(注1)**をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
  - ⑦ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当組合の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
  - ⑧ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当組合に通知すること。
  - ⑨ **他の共済契約等の有無および内容(注2)**について遅滞なく当組合に通知すること。
  - ⑩ ①から⑨までのほか、当組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当組合が行う損害または傷害の調査に協力すること。
- (注1)** 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2)** 既に他の共済契約等から共済金または保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

### 第20条(事故発生時の義務違反)

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当組合は、次の金額を差し引いて共済金を支払います。
- ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
  - ② 前条②から⑤までまたは⑧から⑩までの規定に違反した場合は、それによって当組合が被った損害の額
  - ③ 前条⑥に違反した場合は、他人に**損害賠償の請求(注)**をすることによって取得することが

できたと認められる額

④前条⑦に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③、④もしくは⑩の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

#### 第21条(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

- (1) 他の共済契約等がある場合であっても、当組合は、この共済契約により支払うべき共済金の額を支払います。

- (2) (1)の規定にかかわらず、他の共済契約等により優先して共済金もしくは保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われている場合には、当組合は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。

①賠償責任条項(注1)に関しては、損害の額

②車両条項に関しては、損害の額(注2)

③賠償責任条項第13条(費用-対人・対物賠償共通)(2)の臨時費用、自損事故条項および無保険車傷害条項に関しては、それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約または保険契約がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金のうち最も高い額。この場合において、自損事故条項に関しては、(用語の定義)共済金の定義に規定する介護費用共済金と医療共済金とこれら以外の共済金(注3)とに区分して算出するものとします。

(注1)賠償責任条項第13条(2)の臨時費用を除きます。

(注2)それぞれの共済契約または保険契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

(注3)死亡共済金および後遺障害共済金をいいます。

- (3) (2)①および②の損害の額は、それぞれの共済契約または保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

#### 第22条(共済金の請求)

- (1) 当組合に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

①賠償責任条項に係る共済金の請求に関しては、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

②自損事故条項に係る共済金の請求に関しては、次の時

ア. 死亡共済金については、被共済者が死亡した時

イ. 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時

ウ. 介護費用共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時以後とします。

エ. 医療共済金については、被共済者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時

③無保険車傷害条項に係る共済金の請求に関しては、被共済者が死亡した時または被共済者に後遺障害が生じた時

④搭乗者傷害条項に係る共済金の請求に関しては、次の時

ア. 死亡共済金および座席ベルト装着者特別共済金については、被共済者が死亡した時

イ. 後遺障害共済金および重度後遺障害特別共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

ウ. 医療共済金については、被共済者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

⑤車両条項に係る共済金の請求に関しては、損害発生の時

(2) 被共済者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書（注1）については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

①共済金の請求書

②公の機関が発行する**交通事故証明書(注1)**

③共済契約自動車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類

④死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

⑤後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

⑥傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑦賠償責任条項に係る共済金の請求に関しては、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑧賠償責任条項における対物事故または車両条項に係る共済金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の**見積書(注2)**および被害が生じた物の**写真(注3)**

⑨その他当組合が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当組合が交付する書面等において定めたもの

**(注1)**人の死傷を伴う事故または共済契約自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

**(注2)**既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注3)画像データを含みます。

(3) 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。

①被共済者と同居または生計を共にする**配偶者(注)**

②①に規定する者がいない場合または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の**配偶者**または②以外の3親等内の親族

(注) (用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、当組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当組合は、共済金を支払いません。

(5) 当組合は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 賠償責任条項第13条(費用-対人・対物賠償共通)(2)の臨時費用の請求は、記名被共済者を經由して行うものとします。

(7) 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

### 第23条(共済金の支払時期)

(1) 当組合は、**請求完了日(注1)**からその日を含めて30日以内に、当組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

(注1)被共済者または共済金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) 当組合の責めに帰すことのできない事由により、(1)の期間内に事故、損害もしくは傷害の事実または事故、損害もしくは傷害の態様の確認、支払うべき共済金の額の確定等共済金の支払にあたって必要な調査を終えることができない場合は(1)の規定にかかわらず、当組合は、共済金の請求に関する規定による手続をした被共済者等に対して延長する理由および期間を通知することによって、(1)の期間を延長することができます。ただし、被共済者等が共済金の請求に関する規定による手続きを完了した日からその日を含めて180日を限度とします。

(3) 被共済者等が(2)に規定する調査を妨害することにより、当組合が当該調査を終えることができない場合は、(1)、(2)の規定にかかわらず、当組合は共済金を支払いません。

- (4) (1) から (3) の規定による共済金の支払は、当組合があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

#### 第24条(当組合の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当組合は、自損傷害、無共済車傷害または搭乗者傷害に関して、第 19 条（事故発生時の義務）②もしくは③の規定による通知または第 22 条（共済金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対し当組合の指定する医師が作成した被共済者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1) の規定による診断または**死体の検案(注1)のために要した費用(注2)**は、当組合が負担します。

**(注1)**死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

**(注2)**収入の喪失を含みません。

#### 第 25 条(損害賠償額の請求および支払)

(1) 損害賠償請求権者が賠償責任条項第 10 条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）または第 12 条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当組合が求めるものを当組合提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

①損害賠償額の請求書

②公の機関が発行する交通事故証明書

③死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

④後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

⑤傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑥被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書

⑦その他当組合が（6）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に当組合が交付する書面等において定めたもの

(2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

①損害賠償請求権者と同居または生計を共にする**配偶者(注)**

②①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族

- ③①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の**配偶者(注)**または②以外の3親等内の親族**(注)**第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (3)(2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当組合が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当組合が被共済者に、その被共済者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなします。
- (4)当組合は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5)損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (6)当組合は、賠償責任条項第10条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)(2)①から⑤までまたは第12条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)(2)①から④までのいずれかに該当する場合には、**請求完了日(注)**からその日を含めて30日以内に、当組合が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。**(注)**損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (7)当組合の責めに帰すことのできない事由により、(6)の期間内に事故、損害もしくは傷害の事実または事故、損害もしくは傷害の態様の確認、支払うべき共済金の額の確定等共済金の支払にあたって必要な調査を終えることができない場合は(6)の規定にかかわらず、当組合は、共済金の請求に関する規定による手続をした被共済者等に対して延長する理由および期間を通知することによって、(6)の期間を延長することができます。ただし、被共済者等が共済金の請求に関する規定による手続きを完了した日からその日を含めて180日を限度とします。
- (8)被共済者等が(7)に規定する調査を妨害することにより、当組合が当該調査を終えることができない場合は、(6)、(7)の規定にかかわらず、当組合は共済金を支払いません。
- (9)(6)から(8)の規定による共済金の支払は、当組合があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

## 第26条(時効)

共済金請求権は、第22条(共済金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

## 第27条(損害賠償額請求権の行使期限)

賠償責任条項第10条(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)および第12条(損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行わせることはできません。

①被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

②損害賠償請求権者の被共済者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

## 第28条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被共済者が**損害賠償請求権その他の債権(注)**を取得した場合において、当組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は当組合に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①当組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合

被共済者が取得した債権の全額

②①以外の場合

被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

**(注)**共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1) ②の場合において、当組合に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、当組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 被共済者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、当組合は、正当な権利により共済契約自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当組合はその権利を行使することができます。

①正当な権利により共済契約自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害

②正当な権利により共済契約自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないで共済契約自動車を運転している場合に生じた損害

③正当な権利により共済契約自動車を使用または管理していた者が法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で共済契約自動車を運転している場合に生じた損害

④正当な権利により共済契約自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で共済契約自動車を運転している場合に生じた損害

⑤自動車取扱業者が業務として受託した共済契約自動車を使用または管理している間に生じた損害

## 第29条(共済契約者の変更)

(1) 共済契約締結の後、共済契約者は、当組合の承認を得て、この共済契約に適用される共済約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、共済契約者がこの権利および義務を**共済契約自動車の譲受人(注)**に移転させる場合は、第6条(共済契約自動車の譲渡)(1)の規定によるものとします。

**(注)**所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、共済契約者は書面をもってその旨を当組合に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 共済契約締結の後、共済契約者が死亡した場合は、その死亡した共済契約者の死亡時の法定相続人にこの共済契約に適用される共済約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

### 第30条(共済契約者または共済金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

- (1) この共済契約について、共済契約者または共済金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当組合は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の共済契約者または共済金を受け取るべき者を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、共済契約者または共済金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当組合の行為は、他の共済契約者または共済金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 共済契約者が2名以上である場合には、各共済契約者は連帯してこの共済契約に適用される共済約款および特約に関する義務を負うものとします。

### 第31条(訴訟の提起)

この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第32条(審査請求)

当組合が支払うべき共済金の額の決定について、被共済者が異議のある場合は決定の日から2週間以内に別に定める審査委員会に書面をもって、審査請求をすることができます。

### 第33条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

### 附則

- (1) 賠償責任条項第17条(先取特権—対人・対物賠償共通)(1)または(2)の規定および同条項第18条(損害賠償請求権者の権利と被共済者の権利の調整)の規定は、保険法(平成20年法律第56号)の施行日以降に事故が発生した場合に適用します。
- (2) 賠償責任条項第17条(先取特権—対人・対物賠償共通)(3)の規定は、保険法の施行日以降に**共済金請求権(注)**の譲渡または**共済金請求権**を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。
- (注) 保険法の施行日以前に発生した事故に係るものを除きます。

別表 I (後遺障害等級表)

等級	後遺障害	自損事故条項共 済金支払割合	搭乗者傷害条項共 済金支払割合
第1級	①神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ②胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ③両眼が失明したもの ④咀嚼および言語の機能を廃したもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの	1,500 万円	100%
第2級	①神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ②胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ③1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの ④両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ⑤両上肢を腕関節以上で失ったもの ⑥両下肢を足関節以上で失ったもの	1,295 万円	89%
第3級	①1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ②咀嚼または言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、おや指は指関節、その他の手指は第1指関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	1,110 万円	78%
第4級	①両眼の矯正視力が0.06以下になったもの ②咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの ③両耳の聴力を全く失ったもの ④1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものととは、手指の末節の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは第1指関節(おや指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) ⑦両足をリスフラン関節以上で失ったもの	960万円	69%

第5級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>④ 1上肢を腕関節以上で失ったもの</li> <li>⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>⑥ 1上肢の用を全廃したもの</li> <li>⑦ 1下肢の用を全廃したもの</li> <li>⑧ 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</li> </ul>	825万円	59%
第6級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>② 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑤ 脊柱に著しい奇形または運動障害を残すもの</li> <li>⑥ 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>⑦ 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>⑧ 1手の5の手指またはおや指およびひとさし指を含み4の手指を失ったもの</li> </ul>	700万円	50%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>⑥ 1手のおや指およびひとさし指を失ったものまたはおや指もしくはひとさし指を含み3以上の手指を失ったもの</li> <li>⑦ 1手の5の手指またはおや指およびひとさし指を含み4の手指の用を廃したもの</li> <li>⑧ 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>⑨ 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>⑩ 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものは、第1の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは第1指関節（第1の足指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</li> <li>⑫ 女子の外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>⑬ 両側の睾丸を失ったもの</li> </ul>	585万円	42%
第8級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</li> <li>② 脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの</li> <li>④ 1手のおや指およびひとさし指またはおや指もしくはひとさし指を含み3以上の手指の用を廃したもの</li> <li>⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</li> </ul>	470万円	34%

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したものの</li> <li>⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したものの</li> <li>⑧ 1 上肢に仮関節を残すもの</li> <li>⑨ 1 下肢に仮関節を残すもの</li> <li>⑩ 1 足の足指の全部を失ったもの</li> <li>⑪ 脾臓または 1 側の腎臓を失ったもの</li> </ul>		
第 9 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</li> <li>② 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの</li> <li>③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</li> <li>④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>⑥ 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの</li> <li>⑦ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑧ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>⑨ 1 耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>⑫ 1 手のおや指を失ったもの、ひとさし指を含み 2 の手指を失ったものまたはおや指およびひとさし指以外の 3 の手指を失ったもの</li> <li>⑬ 1 手のおや指を含み 2 の手指の用を廃したもの</li> <li>⑭ 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの</li> <li>⑮ 1 足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>⑯ 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ul>	3 6 5 万円	2 6 %
第 10 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの</li> <li>② 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの</li> <li>③ 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>④ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>⑤ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑥ 1 手のひとさし指を失ったものまたはおや指およびひとさし指以外の 2 の手指を失ったもの</li> <li>⑦ 1 手のおや指の用を廃したもの、ひとさし指を含み 2 の手指の用を廃したものまたはおや指およびひとさし指以外の 3 の手指の用を廃したもの</li> <li>⑧ 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの</li> <li>⑨ 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの</li> <li>⑩ 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>⑪ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ul>	2 8 0 万円	2 0 %
第 11 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</li> <li>② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>③ 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>④ 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>⑤ 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑥ 1 耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>⑦ 脊柱に奇形を残すもの</li> <li>⑧ 1 手のなか指またはくすり指を失ったもの</li> </ul>	2 1 0 万円	1 5 %

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨ 1手のひとさし指の用を廃したも<sup>の</sup>またはおや指およびひとさし指以外の2の手指の用を廃したも<sup>の</sup></li> <li>⑩ 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したも<sup>の</sup></li> <li>⑪ 胸腹部臓器に障害を残すも<sup>の</sup></li> </ul>		
第12級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すも<sup>の</sup></li> <li>② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すも<sup>の</sup></li> <li>③ 7歯以上に対し歯科補綴を加えたも<sup>の</sup></li> <li>④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したも<sup>の</sup></li> <li>⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい奇形を残すも<sup>の</sup></li> <li>⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すも<sup>の</sup></li> <li>⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すも<sup>の</sup></li> <li>⑧ 長管骨に奇形を残すも<sup>の</sup></li> <li>⑨ 1手のなか指またはくすり指の用を廃したも<sup>の</sup></li> <li>⑩ 1足の第2の足指を失ったも<sup>の</sup>、第2の足指を含み2の足指を失ったも<sup>の</sup>または第3の足指以下の3の足指を失ったも<sup>の</sup></li> <li>⑪ 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したも<sup>の</sup></li> <li>⑫ 局部に頑固な神経症状を残すも<sup>の</sup></li> <li>⑬ 男子の外貌に著しい醜状を残すも<sup>の</sup></li> <li>⑭ 女子の外貌に醜状を残すも<sup>の</sup></li> </ul>	145万円	10%
第13級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼の矯正視力が0.6以下になったも<sup>の</sup></li> <li>② 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すも<sup>の</sup></li> <li>③ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すも<sup>の</sup></li> <li>④ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたも<sup>の</sup></li> <li>⑤ 1手のこ指を失ったも<sup>の</sup></li> <li>⑥ 1手のおや指の指骨の一部を失ったも<sup>の</sup></li> <li>⑦ 1手のひとさし指の指骨の一部を失ったも<sup>の</sup></li> <li>⑧ 1手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなったも<sup>の</sup></li> <li>⑨ 1下肢を1センチメートル以上短縮したも<sup>の</sup></li> <li>⑩ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったも<sup>の</sup></li> <li>⑪ 1足の第2の足指の用を廃したも<sup>の</sup>、第2の足指を含み2の足指の用を廃したも<sup>の</sup>または第3の足指以下の3の足指の用を廃したも<sup>の</sup></li> </ul>	95万円	7%
第14級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すも<sup>の</sup></li> <li>② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたも<sup>の</sup></li> <li>③ 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったも<sup>の</sup></li> <li>④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すも<sup>の</sup></li> <li>⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すも<sup>の</sup></li> <li>⑥ 1手のこ指の用を廃したも<sup>の</sup></li> <li>⑦ 1手のおや指およびひとさし指以外の手指の指骨の一部を失ったも<sup>の</sup></li> <li>⑧ 1手のおや指およびひとさし指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったも<sup>の</sup></li> <li>⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したも<sup>の</sup></li> <li>⑩ 局部に神経症状を残すも<sup>の</sup></li> <li>⑪ 男子の外貌に醜状を残すも<sup>の</sup></li> </ul>	50万円	4%

**(注)**

1. 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
2. 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3. 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
5. 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

## 別表Ⅱ 同一の用途・車種とみなして共済契約自動車の 入替ができる用途・車種区分表

<p>共済契約自動車</p> <p>自家用普通乗用車 _____</p> <p>自家用小型乗用車 _____</p> <p>自家用軽四輪乗用車 _____</p> <p>自家用軽四輪貨物車 _____</p> <p>自家用小型貨物車 _____</p> <p>自家用普通貨物車(0.5t以下) _____</p> <p>特種用途自動車(キャンピング車等) _____</p>	<p style="text-align: center;">新たに取得し、または1年 以上を期間とする貸借契約 により借り入れる自動車</p> <p>自家用普通乗用車</p> <p>自家用小型乗用車</p> <p>自家用軽四輪乗用車</p> <p>自家用軽四輪貨物車</p> <p>自家用小型貨物車</p> <p>自家用普通貨物車(0.5t以下)</p> <p>特種用途自動車(キャンピング車等)</p>
--	--

## 別表Ⅲ 短期料率表

既 経 過 期 間	7 日 ま で	15 日 ま で	1 か 月 ま で	2 か 月 ま で	3 か 月 ま で	4 か 月 ま で	5 か 月 ま で	6 か 月 ま で	7 か 月 ま で	8 か 月 ま で	9 か 月 ま で	10 か 月 ま で	11 か 月 ま で
短 期 料 率	10 %	15 %	25 %	35 %	45 %	55 %	65 %	70 %	75 %	80 %	85 %	90 %	95 %

## 特約条項

### ① 運転者年令条件特約

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の用途および車種の共済契約のうち、契約条件に基づき、共済証書に第2条に定める特約の種類が記載されている場合に適用します。

- ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車
- ④二輪自動車 ⑤原動機付自転車

#### 第2条（運転者年令条件特約の種類）

運転者の年令条件特約は、次の3種類とします。

- ①運転者年令21才未満不担保特約
- ②運転者年令26才未満不担保特約
- ③運転者年令30才未満不担保特約

#### 第3条（特約による事故の取扱い）

当組合は、特約の年令に該当する者が、共済契約自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

- (1) 共済契約自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間に、その共済契約自動車について生じた事故
- (2) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した共済契約自動車を使用または管理している間にその共済契約自動車について生じた共済約款賠償責任条項第1条（当組合の支払責任—対人賠償）に定める対人事故および同条項第2条（当組合の支払責任—対物賠償）に定める対物事故

### ② 運転者家族限定特約

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車であって、かつ、共済契約自動車について運転する者を共済約款賠償責任条項の記名被共済者（以下「記名被共済者」といいます。）およびその家族に限定する旨共済証書に記載されている場合に適用されます。

#### 第2条（家族の定義）

この特約において、家族とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 記名被共済者の配偶者（内縁を含みます。以下この条において、同様とします。）
- (2) 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- (3) 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子

### 第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

当組合は、この特約により、記名被共済者およびその家族以外の者が共済契約自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

(1) 共済契約自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその共済契約自動車について生じた事故

(2) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した共済契約自動車を使用または管理している間にその共済契約自動車について生じた共済約款賠償責任条項第1条（当組合の支払責任—対人賠償）に定める対人事故および同条項第2条（当組合の支払責任—対物賠償）に定める対物事故

## ③—1 個人扱共済掛金分割払特約

### 第1条（共済掛金の分割払）

当組合は、この特約により、共済契約者が年額共済掛金（この共済契約に定められた総共済掛金をいいます。）を共済証書記載の12回払いによる金額（以下「分割共済掛金」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

### 第2条（分割共済掛金の払込方法）

共済契約者は、この共済契約の締結と同時に第1回分割共済掛金を払い込み、第2回目以降の分割共済掛金については、口座振替により共済証書記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

### 第3条（分割共済掛金領収前の事故）

共済証書記載の共済期間が始まった後であっても、当組合は、前条の第1回分割共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

### 第4条（追加共済掛金の払込み）

① 共済約款一般条項第11条（共済掛金の返還または追加共済掛金の請求—告知・通知事項等の承認の場合）第1項に定めるところに従い、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

② 共済契約者が前項の追加共済掛金の払込みを怠った場合は、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

③ 共済約款一般条項第11条（共済掛金の返還または追加共済掛金の請求—告知・通知事項等の承認の場合）第3項に定めるところに従い、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

④ 共済契約者が前項の追加共済掛金の払込みを怠った場合は、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、共済約款（共済契約自動車について適用される他の特約を含みます。）に従い、共済金を支払います。

## 第5条（分割共済掛金不払の場合の免責）

当組合は、共済契約者が第2回目以降の分割共済掛金について、当該分割共済掛金を払い込むべき払込期日の翌日から起算して1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

## 第6条（解除—分割共済掛金不払の場合）

① 当組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この共済契約を解除することができます。

(1) 払込期日の翌日から起算して1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがない場合

(2) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下この条において、「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割共済掛金の払込みがない場合

② 前項の解除は、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

(1) 前項第1号による解除の場合は、当該分割共済掛金を払い込むべき払込期日

(2) 前項第2号による解除の場合は、次回払込期日

③ 第1項の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、すでに領収した共済掛金は返還しません。

## ③—2 個人扱口座振替に関する特約

### 1. 共済掛金口座振替分割払に関する特約

#### 第1条（特約の適用）

この特約は、この共済契約に③—1 個人扱共済掛金分割払特約が適用されている場合に適用されます。

#### 第2条（分割共済掛金不払の場合の特則）

当組合は、この特約により、共済契約者が第2回分割共済掛金を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携集金代行業者（当組合と共済掛金口座振替の取扱いを提携している集金代行業者をいいます。）に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第3回分割共済掛金の払込期日を当該第2回分割共済掛金の払込期日とみなして個人扱共済掛金分割払特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が共済契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

### 2. 初回共済掛金口座振替に関する特約（継続契約の場合）

#### 第1条（特約の適用）

① この特約は、共済契約締結の際に、当組合と共済契約者との間に、あらかじめ共済掛金（この共済契約に個人扱共済掛金分割払特約が適用されている場合には第1回分割共済掛金とします。以下「初回共済掛金」といいます。）を口座振替の方法により払い込むことについて合意がある場合に適用されます。

② この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。

(1) 共済契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が提携集金代行業者（当組合と共済掛金口座振替の取扱いを提携している集金代行業者をいいます。以下同様とします。）に、共済契約締結のときに設定されていること。

(2) この共済契約の締結および共済契約者から当組合への所定の口座振替依頼書の提出が当該共済契約の共済期間の初日の前日までに行われること。

(3) この共済契約が、当組合と締結されていた共済契約の継続契約（当組合と締結されていた共済契約と同一の共済契約者および共済契約自動車（共済約款一般条項第6条（共済契約自動車の入替）に規定する自動車の入替があった場合を含みます。）であり、当該共済契約の共済期間の末日を共済期間の初日とする共済契約をいいます。）であること。

## 第2条（初回共済掛金の払込み）

① 初回共済掛金の払込みは、提携集金代行業者ごとに当組合の定める期日（以下「初回共済掛金払込期日」といいます。）に、指定口座から当組合の口座に振り替えることによって行うものとします。

② 初回共済掛金払込期日が提携集金代行業者の休業日に該当し、指定口座から口座振替による初回共済掛金の払込が当該休業日の翌営業日に行われた場合には、初回共済掛金払込期日に払込みがあったものとみなします。

③ 共済契約者は、初回共済掛金払込期日の前日までに初回共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

## 第3条（初回共済掛金払込み前の事故）

① 初回共済掛金払込期日に初回共済掛金の払込がない場合には、共済契約者は、初回共済掛金を初回共済掛金払込期日後1か月以内に当組合の指定した場所に払い込まなければなりません。

② 当組合は、共済契約者が初回共済掛金払込期日後1か月を経過した日までに初回共済掛金を払い込んだ場合は、初回共済掛金払込み前の事故による損害または傷害に対しては、共済約款一般条項第1条（共済責任の始期および終期）第2項の規定および個人扱共済掛金分割払特約の適用があるときは、同特約第3条（分割共済掛金領収前の事故）の規定は適用しません。

③ 前項の規定により、被共済者または損害賠償請求権者が、初回共済掛金払込み前の事故により損害または傷害に対して共済金または損害賠償額の支払を受ける場合は、その支払を受ける前に、共済契約者は初回共済掛金を当組合に払い込まなければなりません。

## 第4条（解除—初回共済掛金不払の場合）

① 当組合は、初回共済掛金払込期日後1か月を経過した後も、初回共済掛金の払込みがない場合には、この共済契約を解除することができます。

② 当組合は、前項の解除を行う場合には、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、共済期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

## ③－3 団体扱共済掛金分割払特約（A）

### 第1条（特約の適用）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

(1) 共済契約者が運送会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。以下この条において、同様とします。）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

(2) 次の契約が締結されていること。

(イ) 共済契約者が給与の支払を受けている企業体（以下「団体」といいます。）と当組合との間の「団体扱共済掛金集金に関する契約書（A）」による共済掛金集金契約。ただし、団体が労働基準法第24条に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、共済契約者の受け取るべき給与から共済掛金の控除を行うことができる場合にかぎります。

(3) 共済契約者が、当組合との間に「団体扱共済掛金集金に関する契約書（A）」による共済掛金集金契約（以下「集金契約」といいます。）を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

(イ) 集金者が団体である場合には、共済契約者の受け取るべき給与から共済掛金を控除して、これを当組合の指定する場所に支払うこと。

## 第2条（共済掛金の分割払）

当組合は、この特約により、共済契約者が年額共済掛金（この共済契約に定められた1か年分共済掛金をいいます。以下同様とします。）を共済証書記載の回数および金額（以下「分割共済掛金」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

## 第3条（分割共済掛金の払込み）

① 共済契約者は、第1回分割共済掛金を共済契約締結のとき直接当組合に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

② 第2回以降の分割共済掛金は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

## 第4条（共済掛金領収前の事故）

共済証書記載の共済期間が始まった後であっても、当組合は、前条第1項の第1回分割共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、第1回分割共済掛金が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、このかぎりではありません。

## 第5条（追加共済掛金の払込み）

① 共済約款一般条項第11条（共済掛金の返還または追加共済掛金の請求一告知・通知事項等の承認の場合）第1項に定めるところに従い、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

② 共済契約者が前項の追加共済掛金の払込みを怠った場合は、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

③ 共済約款一般条項第11条（共済掛金の返還または追加共済掛金の請求一告知・通知事項等の承認の場合）第3項に定めるところに従い、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

④ 共済契約者が前項の追加共済掛金の払込みを怠った場合は、当組合は、追加共済掛金領収前に

生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、共済約款（共済契約自動車について適用される他の特約を含みます。）に従い、共済金を支払います。

#### **第6条（共済掛金領収証の発行）**

当組合は、集金者を経て払い込まれた共済掛金については、領収した共済掛金の合計額に対する共済掛金領収証を集金者に対して発行し、共済契約者に対してはこれを発行しません。

#### **第7条（特約の失効）**

① この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による共済掛金の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

(1) 集金契約が解除された場合

(2) 共済契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

(3) 共済契約者がその受け取るべき給与から共済掛金を控除することを拒んだ場合

(4) 前3号の場合のほか、この共済契約について集金契約に基づく集金者による共済掛金の集金が行われなくなった場合

② 前項第1号の事実が発生した場合は、当組合は遅滞なく、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面によりその旨を通知します。

#### **第8条（特約失効後の未払込分割共済掛金の払込み）**

前条第1項の規定により特約が効力を失った場合は、共済契約者は集金不能日の翌日から起算して1か月以内に、未払込分割共済掛金（年額共済掛金からすでに払い込まれた分割共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当組合に払い込まなければなりません。

#### **第9条（未払込分割共済掛金不払の場合の免責）**

当組合は、前条に定める期間内に未払込分割共済掛金の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込分割共済掛金の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

#### **第10条（解除—特約失効による未払込分割共済掛金の不払の場合）**

① 当組合は、第8条（特約失効後の未払込分割共済掛金の払込み）に定める期間内に未払込分割共済掛金の全額が払い込まれない場合は、共済契約を解除することができます。

② 当組合は、前項の解除を行う場合には共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。

③ 第1項の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、すでに領収した共済掛金は返還しません。

### **③－3 団体扱共済掛金分割払特約（B）**

#### **第1条（特約の適用）**

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

(1) 共済契約者が運送会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。以下この条において、同様とします。）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

(2) 共済契約者が給与の支払を受けている企業体（以下「団体」といいます。）と当組合との間に「団体扱共済掛金集金に関する契約書（B）」による共済掛金集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

(3) 共済契約者が、当組合との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

(イ) 共済契約者がこの共済契約締結の時に勤務している事業所（以下「当該事業所」といいます。）において、給与支払日に共済契約者またはその代理人から直接共済掛金を集金すること。

(ロ) 上記(イ)により集金した共済掛金を当組合の指定する場所に支払うこと。

## 第2条（共済掛金の分割払）

当組合は、この特約により、共済契約者が年額共済掛金（この共済契約に定められた1か年分共済掛金をいいます。以下同様とします。）を共済証書記載の回数および金額（以下「分割共済掛金」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

## 第3条（分割共済掛金の払込み）

① 共済契約者は、第1回分割共済掛金を共済契約締結と同時に直接当組合に払い込まなければなりません。ただし、共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）について、共済契約者が当該事業所において当組合と団体扱共済掛金分割払に係る特約を付した共済契約を締結した場合であって、その共済契約の共済期間の末日（その共済契約が共済期間の途中で解除された場合には、その解除日とします。）をこの共済契約の共済期間の初日とするときには、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。

② 第2回以降の分割共済掛金は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

## 第4条（共済掛金領収前の事故）

共済証書記載の共済期間が始まった後であっても、当組合は、前条第1項の第1回分割共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、第1回分割共済掛金が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、このかぎりではありません。

## 第5条（追加共済掛金の払込み）

① 共済約款一般条項第11条（共済掛金の返還または追加共済掛金の請求—告知・通知事項等の承認の場合）第1項に定めるところに従い、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

② 共済契約者が前項の追加共済掛金の払込みを怠った場合は、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

③ 共済約款一般条項第11条（共済掛金の返還または追加共済掛金の請求—告知・通知事項等の承認の場合）第3項に定めるところに従い、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は

集金者を経ることなく、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

④ 共済契約者が前項の追加共済掛金の払込みを怠った場合は、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、共済約款（共済契約自動車について適用される他の特約を含みます。）に従い、共済金を支払います。

#### 第6条（共済掛金領収証の発行）

当組合は、集金者を経て払い込まれた共済掛金については、領収した共済掛金の合計額に対する共済掛金領収証を集金者に対して発行し、共済契約者に対してはこれを発行しません。

#### 第7条（特約の失効）

① この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による共済掛金の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

(1) 集金契約が解除された場合

(2) 共済契約者が当該事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合

(3) 共済契約者またはその代理人が共済掛金を当該事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合

(4) 前3号の場合のほか、この共済契約について集金契約に基づく集金者による共済掛金の集金が行われなかった場合

② 前項第1号の事実が発生した場合は、当組合は遅滞なく、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面によりその旨を通知します。

#### 第8条（特約失効後の未払込分割共済掛金の払込み）

前条第1項の規定により特約が効力を失った場合は、共済契約者は集金不能日の翌日から起算して1か月以内に、未払込分割共済掛金（年額共済掛金からすでに払い込まれた分割共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当組合に払い込まなければなりません。

#### 第9条（未払込分割共済掛金不払の場合の免責）

当組合は、前条に定める期間内に未払込分割共済掛金の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込分割共済掛金の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

#### 第10条（解除—特約失効による未払込分割共済掛金の不払の場合）

① 当組合は、第8条（特約失効後の未払込分割共済掛金の払込み）に定める期間内に未払込分割共済掛金の全額が払い込まれない場合は、共済契約を解除することができます。

② 当組合は、前項の解除を行う場合には共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。

③ 第1項の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、すでに領収した共済掛金は返還しません。

### ③－3 団体扱共済掛金分割払特約（C）

#### 第1条（特約の適用）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

(1) 共済契約者が運送会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。以下この条において、同様とします。）に勤務し、毎月その企業体から給与の支払を受けていること。

(2) 共済契約者が給与の支払を受けている企業体（以下「団体」といいます。）と当組合との間に「団体扱共済掛金集金に関する契約書（C）」による共済掛金集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。

(3) 共済契約者が、当組合との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

(イ) 共済契約者が指定する預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、共済掛金を集金契約に定めるところにより預金口座振替にて集金すること。

(ロ) 上記(イ)により集金した共済掛金を当組合の指定する場所に支払うこと。

#### 第2条（共済掛金の分割払）

当組合は、この特約により、共済契約者が年額共済掛金（この共済契約に定められた1か年分共済掛金をいいます。以下同様とします。）を共済証書記載の回数および金額（以下「分割共済掛金」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

#### 第3条（分割共済掛金の払込み）

① 共済契約者は、第1回分割共済掛金を共済契約締結のとき直接当組合に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

② 第2回以降の分割共済掛金は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

#### 第4条（共済掛金領収前の事故）

共済証書記載の共済期間が始まった後であっても、当組合は、前条第1項の第1回分割共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。ただし、第1回分割共済掛金が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、このかぎりではありません。

#### 第5条（追加共済掛金の払込み）

① 共済約款一般条項第11条（共済掛金の返還または追加共済掛金の請求一告知・通知事項等の承認の場合）第1項に定めるところに従い、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

② 共済契約者が前項の追加共済掛金の払込みを怠った場合は、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

③ 共済約款一般条項第11条（共済掛金の返還または追加共済掛金の請求一告知・通知事項等の承認の場合）第3項に定めるところに従い、当組合が追加共済掛金を請求した場合は、共済契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当組合に払い込まなければなりません。

④ 共済契約者が前項の追加共済掛金の払込みを怠った場合は、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、共済約款（共済証書記載の自動車について適用される他の特約を含みます。）に従い、共済金を支払います。

#### 第6条（共済掛金領収証の発行）

当組合は、集金者を経て払い込まれた共済掛金については、領収した共済掛金の合計額に対する共済掛金領収証を集金者に対して発行し、共済契約者に対してはこれを発行しません。

#### 第7条（特約の失効）

① この特約は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による共済掛金の集金が不能となった日の直前の給与支払日、第2号、第3号または第4号の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

(1) 集金契約が解除されたこと。

(2) 共済契約者または集金者の責に帰すべき事由により、共済掛金が指定口座から振り替えられなかったこと。

(3) 共済契約者が毎月給与の支払を受けなくなったこと。

(4) 当組合が集金者からこの共済契約について集金契約に基づく共済掛金の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

② 前項第1号または第4号の事実が発生した場合は、当組合は遅滞なく、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面によりその旨を通知します。

#### 第8条（特約失効後の未払込分割共済掛金の払込み）

前条第1項の規定により特約が効力を失った場合は、共済契約者は集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に、未払込分割共済掛金（年額共済掛金からすでに払い込まれた分割共済掛金の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当組合に払い込まなければなりません。

#### 第9条（未払込分割共済掛金不払の場合の免責）

当組合は、前条に定める期間内に未払込分割共済掛金の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割共済掛金の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

#### 第10条（解除—特約失効による未払込分割共済掛金の不払の場合）

① 当組合は、第8条（特約失効後の未払込分割共済掛金の払込み）に定める期間内に未払込分割共済掛金の全額が払い込まれない場合は、共済契約を解除することができます。

② 当組合は、前項の解除を行う場合には共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。

③ 第1項の規定により、当組合が共済契約を解除した場合は、すでに領収した共済掛金は返還しません。

## ④ 他車運転危険担保特約

### 第1条（この特約の適用条件）

① この特約は、共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車または自家用軽四輪貨物車であって、かつ、その所有者および共済約款賠償責任条項の記名被共済者（以下「記名被共済者」といいます。）が個人である場合に適用されます。

② 前項の所有者とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 共済契約自動車所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- (2) 共済契約自動車1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- (3) 前2号以外の場合は、共済契約自動車を所有する者

### 第2条（他の自動車の定義）

この特約において、他の自動車とは、記名被共済者、その配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）または記名被共済者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。以下同様とします。）以外の自動車であって、その用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車または自家用軽四輪貨物車であるものをいいます。ただし、記名被共済者、その配偶者または記名被共済者もしくはその配偶者の同居の親族が常時使用する自動車を除きます。

### 第3条（この特約による支払責任—賠償責任）

① 当組合は、記名被共済者、その配偶者または記名被共済者もしくはその配偶者の同居の親族が、自ら運転者として運転中（駐車または停止中を除きます。以下同様とします。）の他の自動車を共済契約自動車とみなして、共済契約自動車の共済契約の条件に従い、共済約款賠償責任条項（共済契約自動車について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合における被共済者は、記名被共済者、その配偶者および記名被共済者またはその配偶者の同居の親族にかぎりです。

② 当組合は、この特約により、共済約款賠償責任条項第1条（当組合の支払責任—対人賠償）第2項の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条第1項の損害に対して、自動車損害賠償保障法に基づく責任共済または責任保険（以下この項において、「自賠責共済等」といいます。）によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責共済等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ共済金を支払います。

③ 他の自動車について適用される共済契約または保険契約で、前2項の規定により当組合が共済金を支払うべき損害の全部または一部に対して共済金または保険金を支払うもの（以下この項において「他の自動車の共済契約等」といいます。）がある場合は、当組合は、共済約款一般条項18条（重複契約の取扱い）第1項および同条第3項の規定にかかわらず、損害の額が他の自動車の共済契約等によって支払われる共済金または保険金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ共済金を支払います。

④ 他の自動車について適用される共済契約または保険契約で、共済約款賠償責任条項第10条（費用—対人・対物賠償共通）第2項の臨時費用に対して共済金または保険金を支払うものがある場合

は、共済約款一般条項第18条（重複契約の取扱い）第3項および前3項の規定にかかわらず、当組合は、臨時費用に対しては、共済金を支払いません。

#### 第4条（この特約による支払責任－自損傷害）

① 当組合は、記名被共済者、その配偶者または記名被共済者もしくはその配偶者の同居の親族が、自ら運転者として運転中の他の自動車を共済契約自動車とみなして、共済契約自動車の共済契約の条件に従い、共済約款自損事故条項（共済契約自動車について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合における被共済者は、他の自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。）の次の各号のいずれかに該当する者にかぎります。

- (1) 記名被共済者
- (2) 記名被共済者の配偶者
- (3) 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子

② 他の自動車について適用される共済契約または保険契約で、共済約款自損事故条項第1条（当組合の支払責任）と支払責任の発生要件を同じくするものによって、被共済者が被った傷害に対して、共済金または保険金が支払われる場合は、当組合は、共済約款一般条項第18条（重複契約の取扱い）第4項の規定にかかわらず、共済金を支払いません。

③ 前項の規定は、共済約款自損事故条項第1条（当組合の支払責任）の介護費用共済金と介護費用共済金以外の共済金（死亡共済金、後遺障害共済金および医療共済金をいいます。）とに区分し、それぞれ各別に適用します。

#### 第5条（この特約による支払責任－無共済車傷害）

① 当組合は、記名被共済者、その配偶者または記名被共済者もしくはその配偶者の同居の親族が、自ら運転者として運転中の他の自動車を共済契約自動車とみなして、共済契約自動車の共済契約の条件に従い、共済約款無共済車傷害条項（共済契約自動車について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合における被共済者は、他の自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。）の次の各号のいずれかに該当する者にかぎります。

- (1) 記名被共済者
- (2) 記名被共済者の配偶者
- (3) 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子

② 他の自動車について適用される共済契約または保険契約で、共済約款無共済車傷害条項第1条（当組合の支払責任）と支払責任の発生要件を同じくするもの（以下この項において、「他の無共済車傷害共済等」といいます。）がある場合で、共済金請求権者（共済約款無共済車傷害条項の共済金請求権者をいいます。以下この項において、同様とします。）が他の無共済車傷害共済等によって共済金または保険金の支払を受けることができるときは、当組合は、共済約款一般条項第18条（重複契約の取扱い）第5項の規定にかかわらず、1回の無共済車事故による損害の額（共済約款

無共済車傷害条項第9条の規定により決定される額をいいます。以下この項において、同様とします。)が、次の(2)および(4)の合計額を超過するときにかぎり、次の(2)、(3)、(5)、(6)および(7)の合計額または次の(2)、(4)、(6)および(7)の合計額のいずれか高い額を、次の(1)の額から差し引いた額を共済金として共済金請求権者に支払います。ただし、次の(3)または(4)のうちいずれか高い額を、共済証書記載の共済金額から差し引いた額を限度とします。

- (1) 1回の無共済車事故による損害額および共済約款無共済車傷害条項第10条(費用)の費用
- (2) 共済約款無共済車傷害条項第1条第2項第1号に規定する額
- (3) 共済約款無共済車傷害条項第1条第2項第2号に規定する額
- (4) 他の無共済車傷害共済等の共済金額または保険金額(他の無共済車傷害共済等が2以上ある場合は、それぞれの共済金額または保険金額のうちもっとも高い額とします。)
- (5) 他の無共済車傷害共済等によって支払われる共済金または保険金の額
- (6) 共済約款無共済車傷害条項第11条(支払共済金の計算)第4号に規定する額
- (7) 共済約款無共済車傷害条項第11条第5号に規定する額

#### 第6条(共済金を支払わない場合)

当組合は、共済約款賠償責任条項、自損事故条項、無共済車傷害条項および一般条項の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときに生じた事故により、被共済者が被った損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

- (1) 被共済者の使用者の業務(家事を除きます。)のために、その使用者の所有する自動車を運転しているとき。
- (2) 被共済者が役員(理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)となっている法人の所有する自動車を運転しているとき。
- (3) 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。
- (4) 被共済者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。
- (5) 被共済者が競技、曲技(競技または曲技のための練習を含みます。)もしくは試験のために他の自動車を運転しているとき、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において他の自動車を運転している(救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために他の自動車を運転している場合を除きます。)とき。

#### 第7条(共済契約自動車の譲渡または返還の場合)

- ① 共済契約自動車が譲渡または返還された場合には、その事実が生じた時から当組合が共済約款一般条項第5条(共済契約自動車の譲渡)第1項または同条項第6条(共済契約自動車の入替)第1項の承認をする時までの間は、第1条(この特約の適用条件)第1項の規定にかかわらず、共済契約自動車の譲渡または返還後の所有者が個人でないときであっても、この特約が適用されます。
- ② この特約の適用においては、当組合は、共済約款一般条項第5条(共済契約自動車の譲渡)第2項の規定は適用しません。

### ⑤ 車両入替自動担保特約

#### 第1条(この特約の適用条件)

① この特約は、共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）および入替自動車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5t以下）または特種用途自動車（キャンピング車等）である場合にかぎり適用されます。

② この特約において、入替自動車とは、共済約款一般条項第6条（共済契約自動車の入替）第1項に定める新規取得自動車のうち共済契約自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として同項各号のいずれかに該当する者が新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。）し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。

③ この特約において、所有者とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

(1) 共済契約自動車または入替自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

(2) 共済契約自動車または入替自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主

(3) 前2号以外の場合は、共済契約自動車または入替自動車を所有する者

## 第2条（入替自動車に対する自動担保）

当組合は、この特約により、共済約款一般条項第6条（共済契約自動車の入替）第3項の規定にかかわらず、同条第1項に定める自動車の新規取得において、共済契約自動車が廃車、譲渡、または返還された場合であって、入替自動車の自動車検査証に入替自動車の所有者の氏名が記載された日（以下「記載日」といいます。）の翌日から起算して30日以内に、共済契約者が書面により共済契約自動車の入替の承認の請求を行い、当組合がこれを受領したときにかぎり、記載日以後承認するまでの間は、入替自動車を共済契約自動車とみなして、共済約款（共済契約自動車について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、同条第1項に定める自動車の新規取得において、廃車、譲渡または返還された共済契約自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

## 第3条（解除）

① 当組合は、第2条（入替自動車に対する自動担保）の共済契約自動車の入替の承認の請求があった場合、共済証書記載の共済契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

② 前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

③ 第1項に基づく当組合の解除権は、その承認の請求を受領した日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

## 第4条（共済掛金の返還または追加共済掛金の請求）

① 当組合は、第2条（入替自動車に対する自動担保）の場合には、その定めるところに従い、共済掛金を返還し、または追加共済掛金を請求できます。

② 共済契約者が前項の追加共済掛金の支払を怠った場合は、当組合は、追加共済掛金領収前に生じた事故（記載日の翌日から起算して30日以内に生じた事故を除きます。）による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。